

2022年9月8日

長野県教育委員会
教育長 内堀繁利 様

学校現場で弔意表明を強要しないよう周知徹底することを求める要請書

長野県高等学校教職員組合
委員長 細尾 俊彦

日頃長野県教育の充実発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、政府は9月27日に安倍元首相の「国葬」を実施することを閣議決定しました。安倍元首相を追悼する思いを抱いている国民がいることは事実であるにせよ、追悼のしかたは個人の意思によるものです。日本国憲法のもと、特定の個人について「国葬」を実施することに法的な根拠はなく、国会で議論することなく閣議決定のみで莫大な経費を費やすことは、財政民主主義に反するものです。「国葬」を実施すること自体、故人の死を政治利用し、故人への賛美を国民に強要することであり、憲法が保障する思想・信条の自由を侵します。

8月30日、永岡文科大臣は、記者会見で「国民一人一人に弔意を求めるものであるとの誤解を招くことがないように、地方公共団体や教育委員会等への関係機関に対する弔意表明の協力方をおこなうことはございません」と述べ、翌8月31日、記者会見で岸田首相も「今般の「国葬儀」の実施に当たっては、国民一人一人に弔意の表明を強制するものであるとの誤解を招くことがないように、国において、閣議了解は行われず、地方公共団体や教育委員会等の関係機関に対する弔意表明の協力も、表明の協力方の要望も行う予定はありません」と述べました。しかし、同日、関係府省庁でつくる葬儀実行委員会で、葬儀委員長の岸田首相は、府省庁で弔旗の掲揚と黙祷することを決めました。

このことをうけ、今後、地方自治体や各県教育委員会へ弔意の表明に関わる「通知」等が伝えられ、県教育委員会や各学校の判断と対応が求められることが危惧されます。しかし、教育委員会・学校として弔意を表明することは、生徒、教職員に弔意を押しつけることとなります。

「国葬」については世論調査でも日を追うごとに反対の世論が高まりつつあります。故人に対する思いがさまざまですが、故人の業績についても国民の間で評価が大きく分かれているなかで、法的な根拠のない「国葬」で教育委員会が弔意を表し、学校に弔意表明への協力を求めることは、学校や、生徒、教職員に弔意の表明を押しつけることにほかならず、すべきではありません。

以上から、私たちは教育委員会に対し下記のことを求めます。

記

- 1 県教育委員会が、「国葬」にあたって学校等に弔意表明の協力を要請しないこと。また、学校独自の判断で、弔意表明をおこなわないようにすること。
- 2 県教育委員会として弔旗掲揚や黙祷など弔意表明はおこなわないこと。

以 上